

高圧ガス保安法の軽微変更等の取扱い

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第14条第1項若しくは第4項，第19条第1項若しくは第4項又は第24条の4第1項の規定による軽微な変更の工事については，下記1のとおり取り扱うこととする。併せて許可及び届出の不要な工事については，下記2のとおり取り扱うこととする。

なお，本取扱いは，液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）第16条，第29条若しくは第55条，一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第15条，第28条若しくは第57条又はコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）第14条の規定による軽微な変更の工事について対象としたもので，冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）については対象外とする。

記

1 軽微な変更の工事

(1) 高圧ガス設備（特定設備を除く）の取替え工事であって，以下の工事。

- ① 認定品，高圧ガス設備試験受検品（以下「認定品等*1」という。）への取替え工事若しくは高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は指定特定設備検査機関が行うKHK S 0 8 0 3（2014）可とう管に関する検査基準に合格した可とう管（以下「合格可とう管」という。）への取替え工事であって，当該設備の処理（貯蔵）能力の変更を伴わないもの。

（液石則16（1）①，29（1）①，55①，一般則15（1）①，28（1）①，57①，コンビ則14（1）①）

- ② 設備の取替えに際し溶接等の現場加工が伴う場合には，管類に係る認定試験者が当該工事を施工したもの。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達別紙第7）

注）配管溶接部等の肉盛り補修（溶接部等からガス漏えいがあり補修する場合を除く）にあつては，

②にかかわらず軽微な変更の工事として取り扱う。

- ③ 高圧ガスの通る部分の設備のうち，配管及びそれに付属するバルブのルート変更をするもの（配管に付属する設備又は近接する設備の取替えに伴い必要が生じた配置変更，迂回等に限る）。

なお，軽微な変更の工事に該当するルートの変更であっても，耐震上軽微な変更*2に該当しない場合は除く。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達別紙第8）

※1 認定品等とは、次に該当するものをいう。

(1) 「一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について」(平成30年3月30日付20180323保局第12号)に定める認定試験者(製造者)の行った試験等に関する「認定試験者試験等成績書」により、耐圧、気密、肉厚、材質等が確認できるもの。

(平成30年3月30日付20180323保局第13号通達別紙第1(1))

(2) 協会が行う高圧ガス設備試験(「高圧ガス設備試験成績証明書」添付)により確認できるもの。

(平成30年3月30日付20180323保局第13号通達別紙第1(2))

(3) 協会が行う委託検査(任意の自主的な検査制度)受検品のうち、協会が液石則及び液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について(平成30年3月30日付20180323保局第9号)で定める検査方法及び検査基準に従って、同則第6条第1項第17号から同項第19号までについて検査を行ったもの、一般則及び一般高圧ガス保安規則の機能正基準の運用について(平成30年3月30日付20180323保局第14号)で定める検査方法及び検査基準に従って、同則第6条第1項第11号から同項第13号までについて検査を行ったもの並びにコンビ則及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用について(平成30年3月30日付20180323保局第15号)で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第5条第1項第17号から同項第19号までについて検査を行ったもの。

(平成30年3月30日付20180323保局第13号通達別紙第1(3))

なお、上記に該当する場合、知事が行う完成検査において、当該成績書を確認することにより、耐圧、気密、肉厚、材質等の検査を要しない。当該成績書の有効期限は、認定に係る完成検査にあつては県の検査日以前3年以内、認定に係る保安検査にあつては県の検査日以前1年以内に受検したものとし、その期間を越えたものについては再度当該検査を受検しない限り認定品等とは扱わない。

(平成30年3月30日付20180323保局第12号通達II)

※2 「耐震上軽微な変更の工事」とは、高圧ガス設備等耐震設計基準の一部を改正する告示(平成9年3月25日通商産業省告示第143号)附則第2条に規定され、次のいずれかに明確に該当すると認められるものをいう。

- (1) 耐震設計構造物の材料、加工方法、構造等を変更しない部材等の補修及び取替え工事((2)に掲げるものを除く)。
- (2) 耐震設計構造物の応力等の計算を要しない部材等の補修及び取替えの工事であつて、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの。
- (3) ポンプ圧縮機等当該耐震設計構造物の附属品に係る変更に伴って行われる耐震設計構造物の変更の工事であつて、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの。
- (4) 保安上又は公害防止上の必要性から製造施設を変更することに伴う当該耐震設計構造物の変更工事であつて、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの。

なお、ここでいう「従来と同等以上の安全性」とは、変更後の耐震設計構造物及び関連構造物の重量が、変更前の当該耐震設計構造物等の設計に用いた重量を超えない状態であった場合をいう。

具体的な例としては、配管の架構において、当初の設計荷重が 2 kN/m^2 で、実際の荷重が 1 kN/m^2 としていたものを 1.5 kN/m^2 に変更する場合をいう。

(2) 特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器のチューブの取替え又はプラグ打ちであって、溶接を伴わないもの。

(平成30年3月30日付20180323保局第13号通達別紙第9)

(3) 高圧ガス貯槽等の開放検査を行う間の措置として、フランジ接合を用いてタンクローリー等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリー等の設置、開放検査終了後の撤去の工事（タンクローリー仮設に伴う配管の変更等事業所側設備に変更工事が伴わないものに限る）。

(平成30年3月30日付20180323保局第13号通達別紙第10)

注1) 当該設置時の届出については、事前にその内容を当課あて報告し、設置後及び撤去後に軽微変更届を提出することとする。

注2) 2時間を超えてタンクローリー等を設置する場合には、貯蔵能力に従い別途貯蔵の許可若しくは届出が必要となる場合がある。

(平成30年3月30日付20180323保局第4号通達(2)～(3)第2条関係)

(4) 製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事であって以下のいずれかを満たす工事。

① 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備^{※3}を撤去するもの（既存フランジ部等からの撤去のものに限り（ポンプ、圧縮機、蒸発器、貯槽等を既設フランジ等から撤去する場合等）、新たにフランジ等を設けるもの、配管の切断、溶接を伴うものは含まない）。

(液石則16(1)④, 29(1)④, 55④, 一般則15(1)④, 28(1)④, 57④, コンビ則14(1)④)

② 独立した高圧ガス設備を撤去するもの（他の製造（貯蔵）設備と高圧ガス部で接続されていないものに限る）。

(平成30年3月30日付20180323保局第13号通達別紙第12(4))

注) 平成30年3月30日付20180323保局第13号通達別紙第12(4)において、「独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事」について届出は不要となっているが、本県では、施設管理の観点から軽微変更届を提出することとしている。

※3 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備とは、当該製造設備の異常時、例えば、高圧ガスの製造を緊急に停止した際に、既存の製造施設、貯蔵設備又は消費設備等に対して、保安上重大な影響を及ぼす構造（既存の施設の動力となっているもの等）又は機能（緊急遮断弁、ガス漏えい検知警報設備又は計装類等の作動に係る伝達系統を他の施設と共有しているために、その機能を低下させるもの等）を有していないものをいう。

(5) 他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない処理能力100m³/日（不活性ガス又は空気にあつては300m³/日）未満の製造設備（耐震設計構造物に係るものを除き、当該設備が特定設備である場合にあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る）である製造施設（製造施設の追加に係る完成検査不要の変更工事又は既存設備で完成検査不要の変更工事を行ったものに限る）の変更工事。

(平成30年3月30日付20180323保局第13号通達別紙第11)

(6) 既存容器置場の設備又は貯蔵能力等の変更を行うもので構造の変更を伴わないもの。

(液石則16(1)③, 29(1)③, 55③, 一般則15(1)③, 28(1)③, 57③, コンビ則14(1)③)

注) 「貯蔵所の構造」とは貯蔵所の設備以外のものをいい, 例えば, 設備を設置する室, 容器を置く地盤及び障壁等をいう。

(7) ガス設備(高圧ガス設備を除く)又は, ガス設備以外の製造(貯蔵, 消費)施設に係る設備の変更(法第8条第1号, 第12条第1項, 第18条第1項及び第2項, 第24条の3第1項で規定する技術上の基準の適用を受けるものに限る)。

(液石則16(1)②, ③, 29(1)②, ③, 55②, ③, 一般則15(1)②, ③, 28(1)②, ③, 57③, コンビ則14(1)②, ③)

(例)

- ① ガス漏れ検知警報設備の取替え(方式の変更を含む), 位置の変更又は増設。
- ② 散水(水噴霧)設備の取替え又は増設。
- ③ 緊急遮断弁の駆動用ラインのルートの変更, 駆動方式の変更, 操作位置の変更。
※ルート変更を伴わない駆動用配管等の取替えは届出不要。
- ④ 除害設備の除害ラインのルートの変更, 除害方式の変更。
※ルート変更を伴わない除害配管等の取替えは届出不要。
- ⑤ 事務所(事務室)等の移転に伴い, ガス漏れ検知警報設備の警報盤, 緊急遮断弁の操作スイッチ等の位置が変わる場合。
- ⑥ 耐震上軽微な変更の工事に該当する工事。
- ⑦ 移動式製造設備のシャーシの交換。

(8) 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事及び認定完成検査実施者が行う設備の変更の工事であって, 以下の工事。

(液石則16(1)⑥⑧, 29(1)⑥, 55⑥, 一般則15(1)⑥⑧, 28(1)⑥, 57⑥, コンビ則14(1)⑥⑧, 平成30年3月30日付20180323保局第13号通達別紙第3及び第6)

注) 特定認定事業者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事については平成30年3月30日付20180323保局第13号通達別紙第4, 第5及び第6に, 認定保安検査実施者及び自主保安高度化事業者が行う工事については平成30年3月30日付20180323保局第13号通達別紙第6に従うものとする。

- ① 特定設備(設計圧力が30MPa以上のものを除く)の管台(当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る)の取替え(処理設備の処理能力, 性能並びに法第8条第1号で定める技術上の基準及び同条第2号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る)の工事であって, 溶接の方法がすみ肉溶接であり, かつ, 溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備検査規則第29条ただし書に該当する場合に限る)。
- ② 高圧ガス設備(特定設備を除く)の変更(本取扱い1(1)の認定品等又は合格可とう管への変更に限る)の工事であって, 当該設備の処理能力の変更を伴わないもの(本取扱い1(1)①に該当するものを除く)。

- ③ 高圧ガス設備（特定設備を除く）の変更（配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更に限る）の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（本取扱い1（1）①及び（8）②に該当するものを除く）。
- ④ ガス設備（特定設備を除く）の取替え工事（本取扱い1（1）①，（7）及び（8）③に該当するものを除く）。

2 許可及び届出の不要な工事

- （1）計装類（圧力計，温度計，差圧式液面計）の取替え工事（同一方式への取替え及び伝送方式が空気式から電気式に変更になる場合に限る）。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達記12（1））

- （2）充てん又は受入に係る可とう管（直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る）の取替え工事。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達記12（2））

注1）本県においては，高圧ホース及び金属フレキ管以外の可とう管であっても許可及び届出の不要な工事として取り扱うこととする。

注2）配管系の途中（充填機，ディスペンサー内含む）に設置されている可とう管については，許可又は届出が必要となる（別図を参照のこと）。

- （3）高圧ガス（その原料となるガスを含む）の通る部分の設備を構成する部品のうち耐圧性能又は気密性能に直接影響のない部品又はJ I S等の規格品であり，その性能が保証されているもの（ボルト，ナット，ポンプのローター，圧縮機のピストン，ピストンリング，反応器の攪拌器のプロペラ，蒸留塔のトレイ，熱交換器の邪魔板等）の取替え工事。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達記12（3））

- （4）製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設（高圧ガス設備を除く）の撤去の工事。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達記12（4））

- （5）高圧ガス（その原料となるガスを含む）の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達記12（5））

（例）

- ① 敷地境界（柵，塀等の工作物）の取替え
- ② 警戒標，標識類の取替え又は増設
- ③ 塗装工事
- ④ 消火器の取替え又は増設

- ⑤ 換気口又は換気装置の取替え又は増設
- ⑥ 照明設備の取替え又は設置
- ⑦ 静電接地設備又は静電気除去装置の取替え
- ⑧ 通報設備（ハンドマイク，ページング）の取替え

(6) 消耗品（パッキン，ガスケット，シール材，断熱材，散水・噴霧ノズル，除害剤，防毒マスク，防護具等で事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る）の取替えの工事。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達記12（6））

附則

平成22年	2月17日	策定
平成23年	2月28日	改定
平成28年12月	20日	改定
平成29年	6月1日	改定
平成30年	3月15日	改定
平成30年	7月10日	改定